

## 武力紛争下の〈女性〉とは誰か

### ——女性・平和・安全保障アジェンダにおける主体の生産と主権権力

本山央子

(お茶の水女子大学大学院)

女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議1325号(2000)および関連決議から成る「WPSアジェンダ」は、国際安全保障のジェンダー主流化によって持続的平和をめざすものとされる。しかし、そのタイトルが示すように、同アジェンダは実際には、安全保障とジェンダーというより〈女性〉に関心を集中させてきた。WPSアジェンダにおける〈女性〉とは誰か。それはどのような存在として表象され、どのように国際安全保障の言説実践に配置されるのだろうか。

本稿では、国際関係におけるジェンダー化・性化・人種化された主体性の生産と主権権力の構成に関するポスト構造主義理論に拠りながら、WPSアジェンダにおける本質主義的分裂した〈女性〉の表象を、世界を理解可能な形で記述し、主権のはたらしを可能にするような形象として分析する。安全保障の分野に初めて明示的に挿入された〈女性〉主体は、冷戦後世界における脅威と平和の性質について固有にジェンダー化・性化・人種化された知識を作り出すことを通して、国際安全保障の階層的秩序を維持・再生産する主権権力を基礎づけるように機能するのである。

#### キーワード

女性・平和・安全保障(WPS)アジェンダ、安保理決議1325号、主権

#### はじめに

2000年に国連安全保障理事会で採択された女性・平和・安全保障(WPS)に関する決議1325号は、国際安全保障における主体としての女性に初めて焦点をあて、画期的と評された。フェミニストやNGOがその作成過程に積極的に関与したことにおい

ても画期的とされる同決議は、安全保障の領域でジェンダー視点を主流化し、女性を戦争の受動的な被害者としてのみならず、平和の構築に重要な役割を果たしうる積極的なエージェントと位置づけることによって、安全保障の理念と実践を、より人間中

心で包摂的なものに転換していくことが期待されたのである。

その後2019年4月までに採択された8本のフォローアップ決議とあわせて「WPS アジェンダ」と総称されるこの国際合意は、順調に実施されてきたとは言い難いものの、多数の国家・国際機関・NGO等が共有する強力な規範的枠組みへと発展してきた。その実践的な効果についてはなおさまざまな議論が行われているが、本稿では、WPS アジェンダのもつ内的論理的ダイナミズムを検討するために、同アジェンダにおける〈女性〉主体がもつ意味とその機能に注目する。WPS アジェンダは安全保障領域のジェンダー主流化をめざすものと説明されるが、実際にはそのタイトルが示すように、ジェンダー関係というよりも〈女性〉に関心を集中させてきた。WPS アジェンダにおける〈女性〉とは誰か。それはどのような存在として表象され、どのように国際安全保障の言説実践に配置されるのだろうか。

これらの問題を考察するため、本稿では、国際関係におけるジェンダー化された性化された主体性の生産と主権権力の構成に関するポスト構造主義国際関係理論に拠りながら、WPS アジェンダにおける〈女性〉を、世界を理解可能な形で記述し、秩序づける主権のはたらきを可能にするような形象 (figuration) として分析する。国家・軍事・男性中心の安全保障概念に対するフェミニスト批判に根差し、ジェンダー主流化をめざすものであった WPS アジェンダは、実際にはきわめて限定的な関心を一部の女性のみに向けてきた。この限定的な関心が

生み出す〈性暴力の被害者〉および〈ピースメイカー〉という2つの本質主義的な〈女性〉の形象は、冷戦後世界における脅威と秩序の性質について、固有にジェンダー化・性化・人種化された形で描き出すとともに、それらの脅威を統制し世界を秩序づけるような主権権力を基礎づけることになる。このようにして国家を中心とする軍事的安全保障の枠組みの中に取り入れられたフェミニズムの知は、ジェンダー平等と平和、文明の名の下に正統な暴力を行使し、脅威を監視し、平和と開発目標をリンクさせるようなグローバルな人口統治のための概念的マップを作り出す目的に奉仕するようになるのである。

以下では、まず第1節で WPS アジェンダの概要とこの中における〈女性〉主体の位置づけを確認したうえで、第2節で主権権力のジェンダー化された構成に関するリチャード・アシュリー (Richard Ashley)、シンシア・ウェーバー (Cynthia Weber) らポスト構造主義理論を参照し、2つに分裂した〈女性〉の表象を、世界について記述し主権の働きを可能にするような形象として分析するための理論的枠組みを設定する。第3節ではこの分析枠組みを用いて、〈性暴力被害者〉と〈ピースメイカー〉という2つの女性形象が言説交渉を通していかに構築され、形象としてどのように機能するのかを分析する。第4節では以上の分析を踏まえ、これらの形象が、冷戦後世界における脅威と秩序についていかなるジェンダー化された知識を作り出しているのか、どのようにして国際安全保障体制における不平等な権力関係をふたたび正統化し、グロー

バルな人口統治のために奉仕するののかについて分析を行う。

## 1. WPS アジェンダにおける〈女性〉

2000年に国連安全保障理事会で採択された女性・平和・安全保障に関する決議1325号は、安保理史上初めて、国際安全保障の主体としての女性に焦点をあて、画期的と評された。平和維持・構築に重要な役割を果たしているにもかかわらず、公的意思決定から排除されてきた女性たちの貢献を認め、その平等な参加を推進することは、安保理の目標である国際平和を、より持続的で強靱にすると期待されたのである(UNSC 2000)。

安保理によるこの「ラディカルな一歩」(UN Women 2015: 5) までには、フェミニストの活動家や研究者たちによる、国家・軍事・男性中心の安全保障への批判があった。冷戦構造の崩壊によってこの狭い安全保障理解の支配は大きく揺るがされ、国際安全保障のアジェンダ形成にフェミニストが関与する機会をもたらしことになる。1995年の第4回世界女性会議における北京行動綱領「E. 武力紛争と女性」(UN 1995)の採択を経て、経済社会理事会のmatterであったジェンダー平等や女性の権利という国連の目標は、初めて、安全保障を司る安保理のアジェンダに関連するものとして認識されることになった。

こうして2000年に採択された1325号決議は、前文と18項目からなり、女性・少女がもつ特別なニーズの考慮、戦時性暴力の防止と訴追、和平交渉や平和維持に関わるあらゆるレベルの意思決定における女性の代表、国連平和維持・構築活動における女性の参加とジェンダー視点の主流化などを謳っている(UNSC 2000)。同決議が着実に実施されてきたとは言い難いものの、その後2019年4月までに採択された8本のフォローアップ決議<sup>1</sup>とあわせて「WPS アジェンダ」と総称される一連の決議は、日本を含む60超の加盟国が国内行動計画を策定していることや、関連決議や和平合意における言及、他の国連機関や国際NGOにも共有されている事実が示すように、強力な規範的枠組みとして確立されてきたといえる(UN Women 2015)。

WPS アジェンダの枠組みを評価する多くのフェミニストたちが、その実行における問題に焦点をあてている一方、同アジェンダが実際にどの程度ジェンダー視点からの根本的な安全保障の変革を志向するものといえるのか、批判も数多く提起されてきた。1325号決議およびWPS アジェンダは安全保障をジェンダー主流化するものと言われるが、そのタイトルが示す通り、「ジェンダー」は「女性」とほぼ同じ意味で使われており、男性や少年、また性的マイノリティへの関心はほぼ欠落している<sup>2</sup>。では、

1 1820号(2008)、1888号(2009)、1889号(2009)、1960号(2010)、2106号(2013)、2122号(2013)、2242号(2015)、2467号(2019)。

2 最近の関連決議や文書には、ジェンダー平等に向けたパートナー、また戦時性暴力の被害者としての男性や少年に関する言及も出てきているが、WPS アジェンダが根本的にジェンダー関係ではなく「女性」に関するものであるという性格は変わっていない。Carpenter 2006; Kirby and Shepherd 2016;

WPS アジェンダが関心を向けている〈女性〉たちとは誰なのだろうか。

まず確認しておくべきは、WPS アジェンダが関心を向けているのは、武力紛争下、あるいは紛争を抜け出して復興過程にある紛争影響地域の女性たちということである。フェミニストの平和・安全保障論の重要な貢献のひとつは、女性が経験する暴力の連続性や、ジェンダー化されたプロセスとしての軍事化に注意をうながし、戦争—平和という二元的枠組みを批判した点にあった (Enloe 1988; 2000; Tickner 1992; Peterson 1992; True 2012)。しかし WPS アジェンダは、国際的に認められた紛争状況のみを国際安全保障上の問題とみなす安保理の枠組みをそのまま踏襲しており、「紛争のない」地域において女性たちが経験する安全保障（の欠如）や、軍事主義、国家安全保障の実践と女性の多様な関わり方といった問題については、なんら関心を寄せていない (Dunn 2014; Santos et.al 2010)。では、WPS アジェンダが関心対象とする武力紛争影響下の女性たちは、どのように表象されているだろうか。

WPS アジェンダの柱は「(女性・少女の) 保護」「(意思決定への女性の) 参加」「(紛争あるいは性暴力の) 防止」「救援・復興」の4つと言われているが、1325号以降の8本のフォローアップ決議がおおむね「保護」か「参加」のいずれかに分類され、この2つの柱の間に緊張があることは、多く

の研究者や活動家によって指摘されてきた (Shepherd 2019)<sup>3</sup>。それは、2つの柱が構築する〈女性〉像が著しく対照的であることに関連している。

8本のフォローアップ決議のうち1820号 (2008)、1888号 (2009)、1960号 (2010)、2106号 (2013) および2467号 (2019) が特に戦時性暴力に焦点をあてていることからわかるように、WPS アジェンダの重点は「保護」に置かれており、「女性」は、子ども、とりわけ女児とともに、基本的には保護されるべき弱者として位置づけられている (Puechguirbal 2010; Shepherd 2011)。女性に対する保護の必要性、とりわけ性暴力被害の強調は、エージェンシーを欠き保護を必要とする戦争の主たる犠牲者という本質主義的な女性の表象を再生産するものといえる。

その一方で、特に決議1889号 (2009) で強調されているように、WPS アジェンダは紛争下の女性たちを、紛争の予防と解決、平和構築において重要な役割を果たす存在であるとも認め、平和維持・構築に関わる意思決定や活動への平等な参加を推進してきた。女性をたんなる被害者ではなく積極的なエージェントとして認識し、意思決定に関わる権利を認めたことの意味は大きい。多くのフェミニストたちもこの点を特に高く評価してきたが、ここにも問題がないわけではない。第1に、フェミニスト研究は、女性を一面的に戦争の無垢な犠牲者

Myrntinen 2019を参照。性的マイノリティについてはHagen 2016。

3 2013年の決議2016号の採択によって「保護」に関する決議が4本となり、「参加」の重点を相対的に低くしたことは、女性の意思決定への参加を推進してきた多くの活動家たちに危機感をもたらし、「参加」に関する新しい決議に向けたロビーイングを加速させた (Shepherd 2019: 102)。

とみなす支配的言説に対し、女性たちと武力紛争の関わり方はそのアイデンティティや社会的位置によってさまざまであり、戦闘員、暴力の扇動者、ナショナリズムの担い手など、より多様で複雑であることを明らかにしてきた (Elshtain 1987; Sjoberg and Gentry 2008)。しかし WPS アジェンダは、女性のエージェンシーを、平和構築の目標と関連する、きわめて限定的なかたちでしか認めようとしていない。第2に、平和構築に女性が果たす役割を強調する言説は、しばしば男性にはもたない女性の能力を称賛し理想化さえしている<sup>4</sup>。こうした〈ピースメイカー〉としての女性に関する言説は、女性間の差異を無視しがちであり、どのような女性が意思決定に参加でき、どのような女性の声为代表されているのかという問題を不可視化している (Shepherd 2011)。

まとめると、フェミニストの運動・研究に根ざして安全保障をジェンダー主流化するものと期待された WPS アジェンダは、実際には、ジェンダーを女性の問題と見なし、また安全保障を武力紛争の問題と見なす狭い観点から、紛争地域の女性たちだけに限定的な関心を注いできた。この限定的な関心によって、紛争地の女性たちは、エージェンシーを欠く保護の対象としての

〈性暴力の被害者〉、あるいは積極的なエージェンシーの担い手としての〈ピースメイカー〉という、分裂したやりかたで表象されている。きわめて対照的な2つの像は、しかし、女性たちの中にある多様な差異やアイデンティティを無視し、本質主義的に平和や犠牲と結びつけるという点で共通している。

## 2. 主権権力の構成と形象

これまで女性を排除してきた安全保障の領域に、〈女性〉主体がこのように分裂し本質主義的な像として導入されたことは何を意味するのだろうか。本節では、アナキーに対し秩序を主張し行為する主権権力の構成において、男性性と女性性の二項対立的で階層的な構築がどのような役割を果たしているのかという視点からこの問題を考察したい。

国際関係論で支配的な位置を占めてきたリアリスト理論は、国際政治を、社会が成立する前の「自然状態」として語ってきた。この「自然状態」に挿入されるのは、合目的に自己利益を追求する個人という、すでにジェンダー化された主体性である (Grant 1991)。社会契約という契機の挿入により秩序づけられる国内社会と異なり、国際政治は、秩序を保証する唯一の権力の中心が

4 たとえば、ある外交シンクタンクは「和平プロセスに女性たちを巻き込むことに失敗し続けているということは、すでに証明済みである彼女たちの有能さを無視することであり、世界各地の脅威に対する効果的な対応の可能性を見過ごすことである」と述べる (<https://www.cfr.org/interactive/womens-participation-in-peace-processes>)。また別の NGO は、(紛争影響地域の) 女性たちは、「民族・宗教・政治的分断を架橋する」「暴力の前兆を認識する」「脈動を感じ取る」「男性たちにはないアクセスをもつ」「どこに解決策があるかを知っている」「治安部隊の効果を上げる」などの能力をもつがゆえに平和構築に大きな役割を果たしうるといふ (<https://www.inclusivesecurity.org/why-women/>)。いずれも 2019 年 1 月 25 日アクセス。

存在しないがゆえに危険なアナキーが支配する領域とされてきた。この危険な外部と秩序ある内部の境界に立ち、唯一の正統な暴力の担い手として境界を維持する特権的な存在こそが、主権国家なのである。

アシュリーは、このような外部のアナキーを統制する国家を正統化する近代的政治言説の基盤に、知と権力の源泉としての主権者 (sovereign man) の像があると論じた (Ashley 1989)。単一の主権的声で語るこの非歴史的な理性的人間は、内一外、秩序一アナキー、男一女、文化一自然といった二項対立を階層的に秩序づけるロゴス中心主義のはたらきを通して作り出され、主権国家と政治の意味を安定させるべく、近代的政治言説の基盤に書きこまれる。このように考える時、国際政治とは、理性的人間にとっての問題や脅威、恐怖を、その外部にあるものとして語ることを通して、文明や合理性を体現する自身のアイデンティティを「知り」統制する〈主権者〉を構築するようなプロセスとして理解されるのである。

このポスト構造主義アプローチからは、パフォーマティブな主権の実践としての安全保障という理解が導かれる。ジュディス・バトラー (Judith Butler) は、ジェンダーアイデンティティを、身体の差異という現実を基盤に形成されるものとしてでなく、言説を通じて身体を境界づけ差異化することを通して、パフォーマティブに構築

されるものとして論じた (Butler 1990)。同じように、安全保障は、外部の脅威を言説的に構築することを通して、国家の外部と内部を境界づけ、平和と秩序を保障する国内社会というアイデンティティを構築するパフォーマティブな実践として考えることができる (Campbell 1998)。こうしたアイデンティティ形成はまた集会的にも行われうる (Rumelili 2004)。では WPS アジェンダにおける〈女性〉像が、このような主権の実践において果たす役割をどのように考えることができるだろうか。

主権権力を基礎づけるものとしての近代的〈主権者〉像が男性としてジェンダー化されていることについて、アシュリー自身はあまり明確には述べていないが<sup>5</sup>、ウェーバーは、〈主権者〉は近代的二項対立的なロジックによって、性別化されジェンダー化され、また性化された存在との関係において「知りうる」ものとして生み出されねばならないと主張する (Weber 2016)。この「知への意志」 (Foucault 1976) と、アナキーに対し秩序を主張する主権のはたらきとの関係を探求するためにウェーバーが用いているのが、ダナ・ハラウェイ (Donna Haraway) の形象 (figuration) という概念である (Haraway 1997)。ウェーバーによれば、形象とは、記述に先立って実在する世界をそのまま表象するものではなく、記号的比喩や時間性などの形態をとるイメージの集合によって不安定な世界を記述し、

5 アシュリーはポスト構造主義が構想する非主権的主体性に she という代名詞を、近代的主体としての「主権者」に he という代名詞をあてて、この主体が男性ジェンダー化されていることを暗に示しているが、レベッカ・グラント (Rebecca Grant) は近代国家を基礎づける主体が明確に男性ジェンダー化されていることについてアシュリーが十分な注意を払っていないと批判している (Grant 1991)。

理解可能なものとして安定させるような概念装置を指す (Weber 2016: 18-46)。ウェーバーはこの概念を用いて、〈移民〉〈テロリスト〉〈LGBT〉などの形象を性的に倒錯した一または正常な主体性として分析し、それらとの関係において〈主権者〉がいかに生産されるかを、アメリカやEUを事例に論じている (Weber 2016)。セクシュアリティに重点を置くウェーバーの議論ではあまり明確にされていないが、危険なアナキーを統制し国際関係を規制する欧米の主権権力を可能にするような性別化・ジェンダー化・性化された主体性とは、当然、人種化 (racialized) されてもいると考えるべきであろう<sup>6</sup>。実際に多くのポストコロニアル・フェミニストは、国際政治を統制する「西洋」の近代的主体性が他者を人種化・女性化する操作に依存していることを論じてきた (Spivak 1988; Mohanthy 1991)。

以下で試みるのは、ウェーバーの方法論に倣って、WPS アジェンダにおける紛争影響下の〈女性〉を、世界について性別化・ジェンダー化・性化・人種化されたかたちで記述し、それらとの関係において〈主権者〉を構成するような形象として分析することである。これらの形象を構築する言説の中核をなすのは、もちろん9本の安保理決議であるが、WPS アジェンダが国際規範として機能しているのは、その枠組みが多くアクターによって共有され実行されているからである。国連機関や加盟国、国際NGOなど、しばしば「国際社会

(international community)」と言及されるこれらのアクターは、安保理におけるスピーチや、国別行動計画などの政策文書、支援者や一般向けの広報媒体、メディアなどを通じて武力紛争下の女性の形象を産出し、〈主権者〉を構築する言説実践に積極的に参与している。ここでは特定のアクターの言説に焦点を絞るよりも、集合的な言説実践を通して、2つの〈女性〉形象がいかに形成されどのように主権権力の働きを可能にしているのかを見ていくことにしたい。

### 3. WPS アジェンダにおける〈女性〉形象

#### (1) 〈性暴力被害者〉

戦時性暴力の被害者という女性の表象は、決して新しいものではない。性的侵犯にさらされる無垢な犠牲者としての女性像は、強力な道徳的訴求力を喚起する手段として、手垢がつくほど使い古されてきたとすらいえる。しかしフェミニズムは、過去数十年の間に、戦時性暴力に関する伝統的な理解をラディカルに転換させてきた。

個人的私的な問題として扱われてきた性暴力やドメスティック・バイオレンス (DV) を、男女間の不平等な権力関係を維持再生産する装置として政治問題化したフェミニズム運動のグローバルな高まりを受けて、1990年代には、日常から戦場に至る、あらゆる形態の女性に対する暴力の廃絶が国際的な課題となる (UN 1993)。戦時性暴力は、もはや男性身体の実在による

6 ウェーバーはヴィクトリア期の帝国主義や現代アメリカにおける望まれない移民に関する言説を分析しながら、ジェンダー化され性化された主体性の生産が人種化された植民地主義的な権力関係を作り出すことについて論じている (Weber 2016)。

不可避的な悲劇ではなく、社会的に構築された軍事的男性性の効果として、すなわち廃絶可能な問題として理解されるようになり、その防止と処罰に向けた国際法規範および国際安全保障実践の見直しが進められた。

この議論にとりわけ切迫感をあたえたのが、冷戦後にアフリカ諸国を中心に噴出した「新しい戦争」(Kaldor 1999)である。非国家主体を含む多様なアクターにより、政治的目標よりもアイデンティティのために戦われるこれらの紛争において、性暴力はしばしば「戦争の武器」として利用され、とりわけ旧ユーゴスラヴィアとルワンダの紛争における大規模で組織的な性暴力は大きく取り上げられた(Hirschauer 2014)。安保理は必ずしも性暴力の問題に重大な関心を注いだわけではないが、「女性と子どもが圧倒的多数を占める」(UNSC 2000) 民間人の犠牲に対する懸念の高まりは、国連平和維持活動の強化拡大と、主権国家がその市民を保護する意思や能力を欠く場合には、国際社会は軍事力の行使も含めた決定的手段をとるべきとする「保護する責任(R2P)」規範の形成をもたらすことになった<sup>7</sup>。

1990年代を通じて戦時性暴力が国際安全保障の正統な関心として位置づけられていったこの過程は、フェミニストや国際NGO、国連機関、加盟国などのアクターによって、「安全保障」の意味や境界が交渉され、権威の中心がふたたび安定化される

過程でもあった。戦時性暴力を「平和」時から連続する女性の非安全の一部とみなすフェミニスト理解は、軍事を中心とし、平和と紛争を二分化する安保理の理解に挑戦するものであったが、1325号決議に向けた交渉の過程で、フェミニスト団体による反軍事主義の主張は「あまりに政治的である」として落とされることになった(Cohn 2008)。その一方、国連が活動家たちに投げかけた「性暴力はいかなるときに安全保障の問題となるのか?」という問いは、「安全保障」の意味を決定する権威はあくまで安保理(の有力な国家と男性たち)に存することの主張でもある(True 2012: 119-23)。被害者にとってはつねに安全保障の問題にほかならない性暴力は、安保理の枠組みでは、武力紛争の目的と関連づけられる場合に初めて安全保障の問題となるのである。

このような特定の関心によって構築された〈性暴力の被害者〉は、性暴力加害者の訴追と処罰がWPSアジェンダの中核に位置づけられたにもかかわらず、包括的権利の回復を要求する法的主体としては現れ得ず、男性身体による暴力的なセックスの対象とされる受動的で傷つきやすい女性身体として現れることになる(Shepherd 2019: 103; Aroussi 2011)。自ら発話し行為することができないこの形象は、その沈黙によって、2つの主体性を作動させることになる。ひとつは〈加害者〉、そしてもうひとつが〈保護者〉である。

WPSアジェンダにおいて、性暴力は男性

7 R2P原則を提言したICISSの報告書にジェンダー視点が欠けており、WPSアジェンダとR2Pの間で統合的なアプローチがとられてこなかったことが指摘されているが、近年この状況は変わりつつある(Bellamy and Davies 2019; Chinkin and Kaldor 2017: 195-225)。

身体から女性身体に対してなされるものと理解されているため、この〈加害者〉は当然、男性として性別化されている。この主体は、現代の正常な規範であるジェンダー平等の代わりに、暴力的な軍事的男性性という間違ったジェンダーを、また、現代的な戦争手段の代わりにレイプを戦争の武器として用いるような、間違った暴力的セクシュアリティを身に着けた、遅れた時間性に属する人種化された主体である。「レイプの世界的首都」と表象されるコンゴ民主共和国の紛争下性暴力を分析したマリア・E・バズ (Maria E. Baaz) とマリア・スターン (Maria Stern) は、性暴力を社会的に構築されたジェンダー関係の効果として解釈するナラティブは、いったんは性暴力を脱自然化し脱性別化するにも関わらず、それが「例外的な」特定の男性身体の上に実体化されることによって、加害者の性別化と人種化、さらには非人間化をもたらすことを指摘している。「非人間化は、レイピストの男性性が、認識可能なジェンダー規範から逸脱しその外部にあるとみなされることから生じている。……この意味において、人間とは、正しくジェンダー化された人間なのである」(Baaz and Stern 2013: 30 強調は原文)。

このような〈加害者〉の人種化を通して、〈性暴力の被害者〉もまた人種化されている。なぜなら、戦時性暴力をとりわけ野蛮で残酷な暴力とみなす視線の下で、ポストコロニアルな紛争の文脈や、被害者が経験する貧困や家族の喪失といった苦しみは切り離されて不可視化され、その原因は、現地社会における家父長制やジェンダー不平

等へと還元されてしまうことになるからである (Hansen 2001; Baaz and Stern 2013: 88-106)。暴力的にジェンダー化された男性たちと、保護する責任を果たし得ない不全な国民国家の下で、物言わぬサバルタンの位置に置かれた〈性暴力被害者〉は、ただ外部からの救済を待つしかない茶色い女性身体とされている。

このようにして性別化・ジェンダー化・性化・人種化された性暴力の〈加害者〉および〈被害者〉の形象は、正常なジェンダー規範とセクシュアリティ、人道性、文明の名において行為する〈保護者〉としての主権者像を、「国際社会」を基礎づけるものとして構築することになる。正統な暴力を合理的に行使しようとするこの男性ジェンダー化された主体性が女性身体によっても担われうることは、〈保護者〉が正常なジェンダー関係と進んだ時間性に属することを示すものであり、メディアに登場する国連平和維持軍や加盟国軍隊の女性要員のイメージを通してしばしば強調されている。さらに、階層的国際秩序の上部に位置する男女が〈保護者〉という主権的主体性の位置をとるためには銃をもつ必要性もない。「白い」男女は野蛮な性暴力によって傷つけられた茶色い女性身体を見、語ることを通じて自らの主権的地位を主張しているのである (Baaz and Stern 2013: 88-106)。

## (2) 「ピースメイカー」

1990年代に各地で起きた武力紛争の議論を通して、戦時性暴力は安全保障上の問題としてしだいに認識されるようになったが、これと関連して和平交渉に参加する

女性の権利や平和構築における女性の役割が安保理で議論されることはなかった(Chinkin 2019)。「参加」が政策議論に入ってくるのは、グローバルなフェミニスト運動の最大のフォーラムとなった1995年の第4回世界女性会議以降である。ここには世界各地の紛争影響地域からも多くの女性活動家が参加し、和平交渉から締め出されてきた経験をもとに、意思決定への参加の権利を主要な要求項目の一つとして掲げた。ここで採択された北京行動綱領の中の「E. 武力紛争と女性」には、ほかにも、軍事支出の抑制、平和の文化の促進など、のちのWPS アジェンダよりも非常に幅広い事項が含まれていた(UN 1995)。

国際NGOやフェミニスト団体はその後、このアジェンダをより強力に推進するために、国際安全保障を司る中心的機構である安保理に狙いを定め、一部の加盟国や国連職員と連携しながら交渉を行う。しかし、女性の代表という考えに対する強い抵抗に直面するなかで、女性の参加と代表が正当化される論理は、権利アプローチから、女性たちを有用な資源とみなす道具主義へとシフトしていくことになった。つまり、公的意思決定に参加することは女性の当然の権利であるというだけでは十分ではなく、女性たちは、男性たちにはない重要な知見と能力を持っており、したがってその参加を認めることは、平和の維持・構築という安保理の目的を達成するうえで有効であるという「使用価値」が強調されたのである(Cohn 2008: 201)。

実際、今日でもなお低レベルにとどまっている女性の意思決定への参加を推進すべ

き理由として最も強調されるのは、女性が参加した和平交渉は成功する可能性が高くなるという経験的データである(UN Women 2015: 40-5)。「保護」のアジェンダが普遍的規範や道徳に強く訴えかけるのに対し、「参加」のアジェンダは規範よりも効率性に訴えかける。

こうして構築される〈ピースメイカー〉とは、紛争下あるいは紛争後の困難な状況の中で自分自身や家族の生活とコミュニティを支えつつ、公的な意思決定の場に参加して他の女性たちを代表し、男性にはできないやり方で紛争の兆候をつかみ、テロや暴力的過激主義の防止にも力を発揮する、「スーパーヒロイン」というべき理想化された存在である(Shepherd 2008a)。そして〈ピースメイカー〉にこのような優れた能力が備わっているのは、まさに男性ではないからだ、WPS アジェンダの熱心な支持者であるアメリカの活動家／研究者たちは指摘する。

ピースメイカーとしての女性という考えは、狂気の沙汰のポリティカルコレクトネスなどではない。社会科学的研究は、女性は男性よりも協力的で、したがって合意や妥協に達しやすいというステレオタイプを支持している。皮肉にも、二級市民としての女性の地位こそがエンパワーメントのもととなる。女性たちは問題に対処するために革新的な方法を見つけることが上手くなるからだ。権力者たちは、主流にいない女性たちを脅威とは感じないため、女性たちは「リーダースクリーンの下を

くぐり」邪魔されずに活動することができる。女性たちは通常、銃口の後ろにはいないので、男性とは異なり、紛争ラインを超えていくことに対する心理的距離が小さい（彼女たちはまた実際の殺害に関わっていないと考えられているので、「向こう側」でも受け入れられやすい）。女性たちは、特に母親といった、国や民族の境界を超えるアイデンティティをしばしば選びとる。女性たちは、家族の養育者として、コミュニティの安定に大きな利害をもっている。そしてコミュニティをよく知っているがゆえに、和平イニシアティブがどの程度受け入れられそうかを予測し、合意を調停することができる（Hunt and Posa 2009）。

〈ピースメイカー〉たちは、本質的に男性とは異なった性質をもち、また抑圧的なジェンダー規範に従属している、性別化ジェンダー化された主体であるからこそ、平和構築のために有用な、ローカル社会に関するインフォーマルな情報を有しているのである。とりわけ重要なことに、〈ピースメイカー〉は、男性とは異なり、ローカルな場にありながら、ローカルなアイデンティティやジェンダー規範を超えることができる。それゆえ彼女たちは、まるで敵地において「国際社会」のために平和構築ミッションを遂行すべく活動する有能なスパイであるかのように描きだされて

いる。

平和構築のローカルなパートナーとして女性に期待をかける WPS アジェンダが示唆しているのは、紛争の基盤となっているローカル社会の病的なジェンダー規範、および宗教や民族にもとづく分断的なアイデンティティを作り出し、女性たちを抑圧している男性たちが〈ピースメイカー〉となることは、ほとんど不可能だということである。こうして〈ピースメイカー〉という理想化された女性の形象は、そのカウンターパートとして、男性として性別化され、暴力的にジェンダー化され、遅れた時間性にある人種化された〈抑圧者〉という主体性を、暗に生産することになる。その一方、女性たち自身が宗教的民族的アイデンティティやジェンダー規範の維持再生産におけるエージェントである可能性は排除されている（Hansen 2001）。女性たちは抑圧的なジェンダー規範の下にあるためにエージェンシーを発揮できないのであり、もしもエージェンシーを発揮しうるならば、正常なジェンダー平等規範と平和構築の目標を支持するはずなのだ<sup>8</sup>。

〈ピースメイカー〉はこのように重要なやり方で同じ社会の男性たちと差異化されているが、しかし彼女たちが「国際社会」にとって価値を持つのは、進んだ時間性の中にある「われわれ」解放された女性たちとも異なっているからである。ローカルな〈抑圧者〉たちの下で〈ピースメイカー〉がエージェンシーを発揮し進んだ時

8 こうした想定は、女性の戦闘員を暴力のエージェントよりも被害者とみなす視点にも反映されている。（Sjoberg and Gentry 2008）

間性に移行する可能性は、なお可能性のままであり、それが実現されるためには、「国際社会」による「エンパワーメント」が必要なのである (Saleh 2016)。このようにして〈ピースメイカー〉という形象は、ローカル社会の〈抑圧者〉とともに、〈支援者〉という主権者像を生み出し、「国際社会」の権限を基礎づけることになる。この主権的主体性の地位は、明らかに規範的言説枠組みや資金力をもつ国際機関や豊かな国々の NGO によって主張されている (Gibbins 2013; Basu 2016)。

外部のエンパワーメントを必要とする〈ピースメイカー〉の構築は、女性たちのエージェンシーが認識される枠組みが〈支援者〉によって規制されることを示唆している。紛争後復興過程への女性参加を保証する 1325 号決議についてポジティブに語るかわりに、占領軍の「帝国主義」を批判したイラク人女性の発言が、国連においては不適切な「怒り」を示すものとして退けられた事例に関するシェリ・リン・ギビングス (Sheri Linn Gibbins 2011) の分析は、このことをよく示すものであろう。〈ピースメイカー〉に求められているのは、国際社会の認識可能な規範に従いながら、紛争下社会の女性たちを代表して「真実」を述べ、その「合意」を調達することなのである (Cohn, Kinsella and Gibbins 2004: 138)。

#### 4. グローバルな統治権力の道具としてのジェンダー

2つの形象の検討からは、以下のことが明らかになる。

第1に、戦時性暴力からの保護および女

性の参加というアジェンダは、紛争下の女性を十全な権利主体として認識する視点から推進されたはずであるにもかかわらず、〈性暴力の被害者〉だけでなく〈ピースメイカー〉も、ジェンダーにもとづく暴力や規範・役割に強く制約された主体性として構築されている。

第2に、これら〈性暴力の被害者〉と〈ピースメイカー〉は、なによりも〈男性〉とは異なるものとして構築されており、したがって必ずそのカウンターパートとして、男性として性別化されジェンダー化された〈性暴力の加害者〉と〈抑圧者〉を生産している。

第3に、これら紛争下にある「女性」および〈男性〉の形象は、いずれも遅れた時間性にとらわれた人種化された主体性として構築されており、そのことによって、進んだ時間性とジェンダー平等の名の下に〈性暴力の被害者〉を保護し〈ピースメイカー〉をエンパワーする〈主権者〉を構築する。

上記のような紛争下の男女像の構築は、その社会における「ジェンダーを、性別化された身体に基づく病的な関係性、すなわち、男性たちが女性と少女たちに対し権力を行使することを通して男性性という特権を享受する永遠のヒエラルキーとして固定する」ものである (Shepherd 2008b: 95)。他方、「茶色い男たちから茶色い女たちを救い出す」「白い男たち」の主権的主体性は今や「白い女たち」によっても主張されており、ジェンダー関係を書き換えるように見えながらも、性的人種的に階層化された国際関係の不平等な権力関係は再び上書きされているのである (Pratt 2013)。

この、武力紛争下におけるジェンダー関係のみを問題視するような「知への意思」は、紛争下における女性に対する暴力のみならず、紛争そのものを、その社会に内在する家父長制、すなわち、暴力的男性性を生み出す病的なジェンダー関係の結果として措定するような知の枠組みを生み出している。こうした理解は、しばしばポストコロニアルな文脈において形成される武力紛争やジェンダー関係の下で生じる暴力の責任をその社会の人々に負わせる一方で、階層的な国際関係を歴史的に作り出してきた「国際社会」、すなわち、安定と豊かさを享受してきた「西洋の白い男女」——これは日本を含む帝国主義の遺産を享受してきた者たちと読まれるべきである——を、「すでに」平和とジェンダー平等を達成した存在と位置づけ、その特権を正統化するものであるといえよう。

「白い」男女の主権権力を再正統化するこのジェンダー知の生産において、保護を必要とする〈性暴力被害者〉の形象がもつ道徳的訴求力はなお強力であるが、重要なことに、WPSアジェンダにおいて「茶色い女」は、もはや〈主権者〉を立ち上げるための否定的対立項にとどまてはいない。〈加害者〉とともに紛争とジェンダー暴力によって特徴づけられる遅れた時間性の中にとどまり続ける〈性暴力被害者〉とは異なり、〈ピースメイカー〉は、平和とジェンダー平等によって表示される、進んだ時間性へと向かう可能性をはらんだ存在とし

て構築されているのである。このような主体性は、戦争—平和、進歩—遅滞、ジェンダー抑圧・暴力—ジェンダー平等、男性性—女性性という二項対立構造の中に動きをもちこみ、紛争から平和へ向かう道筋を「女性のエンパワーメント」として示すことで、アナキーを統制し秩序づけるための時間的空間的マップを〈主権者〉に提供することができる。すなわち、病的な家父長制を「いまだ」克服できないがゆえに紛争や不安定さにとり憑かれている社会を平和へ導く道筋は、「女性のエンパワーメント」を可能にすると考えられる唯一のタイプの政治的経済的開発によって示されることになる。WPSアジェンダのいう「持続的平和」は、単に紛争状態に逆戻りしない和平という以上に、ジェンダー平等と市場の自由、議会制民主主義を保障する安定したりベラルデモクラシーの建設という開発目標を示す概念なのである (Shepherd 2008a)<sup>9</sup>。

この時間的マップはまた、国際安全保障体制の担い手たちに、グローバルな脅威の監視のための空間的マップをも付与することになる。社会に内在する暴力的な男性性こそが平和への脅威を構成するとみなすジェンダーの知は、低開発社会の男性人口全体を潜在的な脅威として監視のまなざしの下に置く。そして女性に対する暴力や抑圧は、今や、どこにどの程度の安全保障上の脅威とリスクが存在しているのかを把握するための利用可能な指標となるのである (Mason 2013; Harrington 2011)。ア

9 このことを示す例の一つが多国籍軍によるイラク攻撃後の「復興」プロセスであろう。1325号決議国内行動計画の下で女性の参加とエンパワーメントは個人主義的で市場主導型の「民主化」の鍵として促進された (Parry and Aymerich 2019)。

アメリカのオバマ政権時代に前国務長官ヒラリー・クリントン (Hillary Clinton) が提示した「ヒラリー・ドクトリン」はその好例といえよう。女性の権利のグローバルな擁護者として知られたクリントンは、女性に対する抑圧や暴力のレベルと、その社会全体の安全・安定との間には関連を見出しようと主張する研究の知見を利用しながら、「女性に対する抑圧は、テロリストを生み出す土壌であり、したがってアメリカの国家安全保障上の脅威である」という、国家安全保障と開発政策を導くドクトリンを引き出し、女性に対する暴力のグローバルな監視を、国家安全保障政策に位置づけた (Hudson et al. 2012; Hudson and Leidl 2015)。ジェンダー関係を個別の紛争の文脈や他の権力関係から切り離し、普遍的に適用可能な安全保障の分析枠組みとして用いるような知のあり方は、ジェンダーを統治の武器に変えつつある。

## 5. 結論

国際安全保障の主体として初めて女性が明示的に導入されたことの意味を考察するために、本稿は、ポスト構造主義理論に拠りながら、WPS アジェンダが構築する〈性暴力被害者〉と〈ピースメイカー〉という本質主義的で分裂した女性像を、世界を理解可能な形で記述し、アナキーに対し秩序を主張する主権権力を基礎づけるような性別化・ジェンダー化・性化・人種化された形象として分析を行った。

冷戦構造の崩壊は、国家・軍事・男性中心の既存の安全保障の概念と実践に、フェミニズムの批判が反映される機会をつくり

だしたが、女性の権利を国際安全保障の正統な関心として位置づける交渉過程を通じて、戦争—平和の境界を確定し正統な暴力を行使する権威の中心は、安保理を中心とする既存の体制によって再領有されてきた。こうして成立した WPS アジェンダは、国際安全保障体制の目的に奉仕するようなかたちでジェンダーの知と女性のエージェンシーをその実践に配置している。

国際安全保障の概念や実践をジェンダー視点から分析するかわりに、国際安全保障体制にとっての問題とされる紛争下の社会におけるジェンダー関係のみに「知への意思」を向けることによって、WPS アジェンダは、紛争下における女性に対する暴力のみならず、紛争そのものを、その社会に内在する病的なジェンダー関係の結果とみなすような知識を生み出してきた。こうした知の枠組みは、ジェンダー不平等な関係を組み替えるように見えながら、国際安全保障体制における不平等な関係を再強化するものである。安定した豊かなりベラルデモクラシー諸国の特権を正統化しながら、平和構築と開発を「女性のエンパワーメント」の名の下に関連づけ、また女性に対する暴力やジェンダー格差をグローバルな脅威の監視に利用することを可能にしているのである。

〈女性〉形象の生産を通じた主権的主体性の構築という内的論理的なダイナミズムに注目して分析を行うことによって、女性の参加やエンパワーメントを軸とするリベラルなジェンダー平等のアプローチが、どのようにして植民地主義的な権力関係をひそかに再強化するのか、この規範的枠組み

の下で言説実践に参加することそのものがいかに主権権力の主張を可能にするのかを、よりよく理解することができる。国際的なジェンダー平等規範を掲げるこのポジティブな言説実践は、「野蛮なテロリスト」の殲滅を掲げたアメリカ・ブッシュ政権の国際法を逸脱する暴力的実践とは明らかに異なっているが、共通する認識論的暴力を示している。

本稿で指摘したように、安全保障のラディカルな変革をめざしたフェミニズムが、国際安全保障における階層的な権力関係を維持再生産するグローバルな統治の道具としてのジェンダー知を生み出してしまっている事実は、国際ジェンダー規範が形成され実践される不平等な権力関係を考慮せず無批判に受け入れること、ジェンダー関係、というよりは男女間の関係性のみを広い文脈や他の権力関係から切り離しうるかのように特権化して分析することの危険について、フェミニストの反省を促すものである。とりわけ日本のような帝国主義の遺産の上に「先進国」としての特権を享受している「平和」な国家が、こうした

規範的言説実践に参加することによっていかに自らの主権を主張しているかを、より詳細に分析する必要があるだろう。

日本政府は2015年に「市民社会との協力により」1325号決議国内行動計画の策定を行った（外務省2015）。草案作成過程でWPSアジェンダの狭い枠組みを押し広げようとした市民組織は、日本軍「慰安婦」問題や在日駐留米軍による性暴力問題など日本自身の関わる課題についても含めるよう求めて外務省と交渉を行ったが、これらの問題は最終的に政府によって落とされることになった（土野2017; Motoyama 2018）。ポストコロニアルでトランスナショナルな関係性の中からこれらの問題を提示してきた運動家たちが、戦争—平和、戦前—戦後、敵—味方、攻撃—保護、国民—非国民、安全—非安全など、安全保障と主権が依って立つ基礎的な分割に挑戦し、日本の「戦後平和」と安定したアイデンティティを揺るがす〈ピースブレイカー〉として現れてきたことを、今こそ想起すべきではないだろうか。

## 参考文献

- Aroussi, Sahla, 2011, “‘Women, Peace and Security’: Addressing Accountability for Wartime Sexual Violence,” *International Feminist Journal of Politics*, 13(4): pp. 576-93.
- Ashley, Richard, 1989, “Living on the Borderlines: Man, Poststructuralism and War,” in James Der Derian and Michael J. Shapiro eds., *International/Intertextual Relations: Postmodern Readings of World Politics*, Lexington: Lexington Books, 259-320.
- Baaz, Maria E, and Maria, Stern, 2013, *Sexual Violence as a Weapon of War? Perceptions, Prescriptions, Problems – Congo and Beyond*, London/New York: Zed Books.
- Bellamy, Alex J. and Sara E. Davies, 2019, “WPS and Responsibility to Protect”, Davies, Sara E. and Jacqui True eds., *The Oxford Handbook of Women, Peace and Security*, New York: Oxford University Press, 585-97.

- Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York : Routledge. (竹村和子訳, 1999, 『ジェンダー・トラブル』 青土社).
- Campbell, David, 1998, *Writing Security: United States Foreign Policy and the Politics of Identity*, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Carpenter, R. Charli, 2006, "Recognizing Gender-Based Violence Against Civilian Men and Boys in Conflict Situations", *Security Dialogue*, 37(1): pp. 83-103.
- Chinkin, Christine and Mary, Kaldor, 2017, *International Law and New Wars*, Cambridge/New York: Cambridge University Press.
- Cohn, Carol, 2008, "Mainstreaming Gender in UN Security Policy: A Path to Political Transformation?", in S. M. Rai and G. Waylen eds., *Global Governance: Feminist Perspectives*, New York: Palgrave Macmillan, pp. 185-206.
- Cohn, Carol, Helen, Kinsella and Sheri, Gibbins. 2004, "Women, Peace and Security Resolution 1325", *International Feminist Journal of Politics*, 6 (1): pp. 130-40.
- Dunn, Michelle Elizabeth, 2014, "Localising the Australian National Action Plan on Women, Peace and Security: a matter of justice", *Australian Journal of International Affairs*, 68 (3): pp.285-299.
- Elshtain, Jean Bethke, 1987, *Women and War: How Gender Shapes the War System and Vice Versa*, Cambridge: Cambridge University Press. (小林史子・廣川紀子訳, 1994, 『女性と戦争』 法政大学出版社).
- Enloe, Cynthia, 1988, *Does Khaki Become you? the Militarisation of Women's Lives*, London: Pandora Press.
- , 2000, *Maneuvers: The International Politics of Militarizing Women's Lives*, Berkeley: University of California Press.
- Foucault, Michael, 1976, *L' Histoire de sexualite*, Paris: Gallimard. (渡辺守章訳, 1986, 『性の歴史I 知への意志』 新潮社)
- Gibbins, Sheri Lynn, 2011, "No Angry Women at the United Nations: Political Dreams and the Cultural Politics of United Nations Security Council Resolution 1325", *International Feminist Journal of Politics*, 13(4): pp. 522-38.
- Grant, Rebecca, 1991, "The Sources of Gender Bias in International Relations Theory", in Rebecca, Grant and Kathleen, Newland eds., *Gender and International Relations*, Bloomington: Indiana University Press: pp.8-26.
- Hagen, Jamie J, 2016, "Queering women, peace and security", *International Affairs*, 92 (2): pp. 313-32.
- Hansen, Lene. 2001, "Gender, Nation, Rape", *International Feminist Journal of Politics*, 3(1): pp. 55-75.
- Haraway, Donna, 1997, *Modest Witness@ Second Millenium.FemaleManc\_Meets\_On coMouse?: Feminism and Technoscience*, New York and London: Routledge.
- Harrington, Carol, 2011, "Resolution 1325 and Post-Cold War Feminist Politics", *International Feminist Journal of Politics*, 13(4): pp. 557-75.
- Hirschauer, Sabine, 2014, *The Securitization of Rape: Women, War and Sexual Violence*, London: Palgrave: Macmillan.
- Hudson, Natalie Florea, 2009, "Securitizing Women's Rights and Gender Equality", *Journal of Human Rights*, 8: pp.53-70.
- Hudson, Valerie M, Bonnie, Ballif-Spanvill, Mary, Caprioli and Chad, F. Emmett, 2012, *Sex and World Peace*, New York: Columbia University Press.
- Hudson, Valerie M, and Patricia Leidl, 2015, *The Hillary Doctrine: Sex and American Foreign Policy*, New York: Columbia University Press.

- Hunt, Swanee, and Cristina, Posa, 2009, "Women Waging Peace". (2019年4月9日取得, <https://foreignpolicy.com/2009/11/19/women-waging-peace/>)
- ICISS, 2001, *The Responsibility to Protect*, International Commission on Intervention and State Sovereignty. (2019年4月6日取得, <https://web.archive.org/web/20070731161527/http://www.iciss-ciise.gc.ca/report2-en.asp>).
- Jansson, Maria and Maud Eduards. 2016, "The Politics of Gender in the UN Security Council Resolutions on Women, Peace and Security", *International Feminist Journal of Politics*, 18 (4): pp. 590-604.
- Kaldor, Mary, 1999, *New & Old Wars: Organized Violence in a Global Era*. Cambridge: Polity Press. (山本武彦・渡部正樹訳, 2003, 『新戦争論——グローバル時代の組織的暴力』岩波書店).
- Mason, Corinne L. 2013. "Global Violence Against Women as a National Security 'Emergency'", *Feminist Formations*, 25 (2): pp. 55-80.
- Motoyama, Hisako, 2018, "Formulating Japan's UNSCR 1325 National Action Plan and Forgetting the 'Comfort Women'", *International Feminist Journal of Politics*, 20(1): pp.39-53.
- Otto, Dianne, 2016, "Women, Peace and Security: A Critical Analysis of the Security Council's Vision", *LSE Working Paper Series* (2016/1). (2019年4月8日取得, <http://www.lse.ac.uk/women-peace-security/assets/documents/2016/wps1Otto.pdf>)
- Parry, Jacqueline and Olga, Aymerich, 2019, "Navigating Peace and Security: Women and Social Capital in Iraq", *International Migration*, 57(2): pp. 96-108.
- Peterson, V. Spike, 1992, "Security and Sovereign States: What Is at Stake in Taking Feminism Seriously?", in V.S. Peterson, ed., *Gendered States: Feminist (Re) Visions of International Relations Theory*, Boulder: Lynne Rienner Publishers: pp.31-64.
- Pratt, Nicola, 2013, "Reconceptualizing Gender, Reinscribing Racial-Sexual Boundaries in International Security: The Case of UN Security Council Resolution 1325 on 'Women, Peace and Security'", *International Studies Quarterly*, 57(4): pp. 772-83.
- Rumelili, Bahar, 2004, "Constructing Identity and Relating to Difference: Understanding the EU's Mode of Differentiation", *Review of international studies*, 30(1): pp. 27-47.
- Saleh, Layla, 2016, "(Muslim) Women in Need of Empowerment: US Foreign Policy Discourses in the Arab Spring", *International Feminist Journal of Politics*, 18(1): pp. 80-98.
- Santos, Rita, Silvia Roque and Tatiana, Moura, 2010, "UNSCR 1325: Is it only about war? Armed Violence in Non-War Contexts", *Oficina 340*. University of Coimbra (2019年1月29日取得, <https://ces.uc.pt/en/publicacoes/outras-publicacoes-e-colecoes/oficina-do-ces/numeros/oficina-340>).
- Sjoberg, Laura and Carol, E. Gentry, 2008, *Mothers, Monsters, Whores: Women's Violence in Global Politics*, London/New York: Zed Books.
- Shepherd, Laura J, 2008a, "Power and Authority in the Production of United Nations Security Council Resolution 1325", *International Studies Quarterly*, 52: pp. 383-404.
- , 2008b, *Gender, Violence and Security: Discourse as Practice*. New York: Zed Books.
- , 2011, "Sex, Security and Superhero(in)es: From 1325 to 1820 and Beyond", *International Feminist Journal of Politics*, 13(4): 504-21.
- , 2019, "WPS and Adopted Security Council Resolutions", Davies, Sara E. and Jacqui True eds., *The Oxford Handbook of Women, Peace and Security*. New York: Oxford University Press, pp. 98-109.
- Spivak, G.C., 1988, "Can the Subaltern Speak?" in Nelson and Grossberg eds. *Marxism and Interpretation of Culture*, Chicago: University of Illinois Press. (上村忠男訳, 1998, 『サブアルタンは語るることができるか?』みすず書房).

- Tickner, J. Ann, 1992, *Gender in International Relations: Feminist Perspectives on Achieving Global Security*. New York: Columbia University Press. (進藤久美子・進藤榮一訳, 2005, 『国際関係論とジェンダー——安全保障のフェミニズムの見方』岩波書店).
- True, Jacqui, 2012, *The Political Economy of Violence against Women*, Oxford studies in gender and international relations, New York: Oxford University Press.
- 土野瑞穂, 2017, 「国連安全保障理事会決議 1325 号と紛争下における女性への性暴力の脱政治化——日本版国別行動計画における『慰安婦』問題をめぐる議論に着目して」『国際ジェンダー学会誌』第15号: pp. 64-85.
- United Nations, 1993, *Declaration on the Elimination of Violence against Women (A/RES/48/104)*.
- , 1995, *Beijing Declaration and Platform for Action*.
- UN Security Council, 2000, *Resolution 1325 (2000) (S/RES/1325)*.
- UN Women, 2015, *Preventing Conflict, Transforming Justice, Securing Peace: A Global Study on the Implementation of the United Nations Security Council Resolution 1325*.
- Weber, Cynthia, 2016, *Queer International Relations: Sovereignty, Sexuality and the Will to Knowledge*, New York: Oxford University Press.

(掲載決定日: 2019年5月29日)

Abstract

## Who Are “Women” under Conflicts? The Production of Subjectivities and Sovereign Power in the Women, Peace and Security Agenda

Hisako Motoyama

The Women, Peace and Security (WPS) agenda, which is made up of the UN Security Council Resolution 1325 and follow-up resolutions, aims to achieve sustainable peace by mainstreaming gender in international security. However, as its name suggests, the agenda has focused its concerns on “women” rather than gender relations. Who are these “women” in the WPS agenda? How are they represented and positioned in the discursive practices of international security?

This paper examines post-structural approaches on constitution of sovereign power and the production of gendered and sexualized subjectivities in international relations. Through this investigation, this study analyzes the fragmented and essentialized representation of “women” in the WPS agenda as “figurations” that enable workings of sovereign power by describing the world in knowable forms. By producing gendered, sexualized and racialized knowledge about the nature of emergent threats and peace in the post-Cold War world, “women” subjects help for sovereign powers that maintain and reproduce hierarchical order of international security.

Keywords

Women, Peace and Security (WPS) Agenda, Security Council Resolution 1325, Sovereignty